

協議事項 2 今後のあいち海上の森センターの運営について

今後のあいち海上の森センターの運営について 2022. 3. 16

1 新規事業導入による予算確保

高齢者・障害者に対する「憩いの森事業」の導入

高齢化社会の進展等に伴い、外へ出る機会の少ない高齢者や障害者に対し、森林内を気軽に散策できる場所を造成し、軽い運動、自然体験、対話や交流ができる「憩いの森」を整備するとともに、その実践プログラムの開発や実施に向けたフォロー体制を構築する事業を導入する。

【ハード事業】

- ①センターから吉田池までの散策道を、車イスで安全に通行できる遊歩道（簡易舗装）として整備する。
- ②途中の要所に休憩所（東屋）、くつろぎスペース（広場）などを配置する。
- ③危険箇所にはガードレール（木製あるいは同等のもの）を設置する。

【ソフト事業】

- ①高齢者・障害者を案内・誘導・支援できる人材の確保（委託・経験者パート）
 - ②趣旨に合致するプログラムの開発と実践
- ※平成19年作成の「ユニバーサルプログラムマニュアル集」参照

2 指定管理者制度の導入による事業確保

指定管理者制度を導入して、県が直営で実施しなければならない事業以外は、指定管理者に委託することで事業確保を図る。

※H28. 3. 28 海上の森運営協議会の意見書の概要・・・右側資料

【県事業】

- ・森林の造成・維持管理・・・県有林事務所に事務移管
- ・財産・施設管理（森林部分は県有林事務所に事務移管）
- ・保全活用計画の作成・進捗管理
- ・自然環境調査関連事業

【指定管理者事業】

- ・体験学習などの開催事業
（里と森の教室・森の楽校・海上の森アカデミー・ミニセミナーなど）
- ・センターの運営・展示管理・有料施設の貸出
- ・センターへの来訪者対応
- ・書籍、ムーカデミー通信などによる情報発信

【事業確保につながる理由】

- ・人件費等の削減による既存事業の確保・拡充

【指定管理者導入に向けての課題】

- ・指定管理者として「NPO 法人海上の森の会」が受け皿となり得るか。（基本：公募）
 - ・人員確保により対応可能・・・県OBを登用・体験事業等の参加者・一般公募
 - ・あいち海上の森フォーラムの合流・・・シンポジウム・セミナーなど担当
- ⇒これにより「海上の森の会」の体制強化も図れる。

平成28年3月28日付け

海上の森運営協議会

意見書の概要

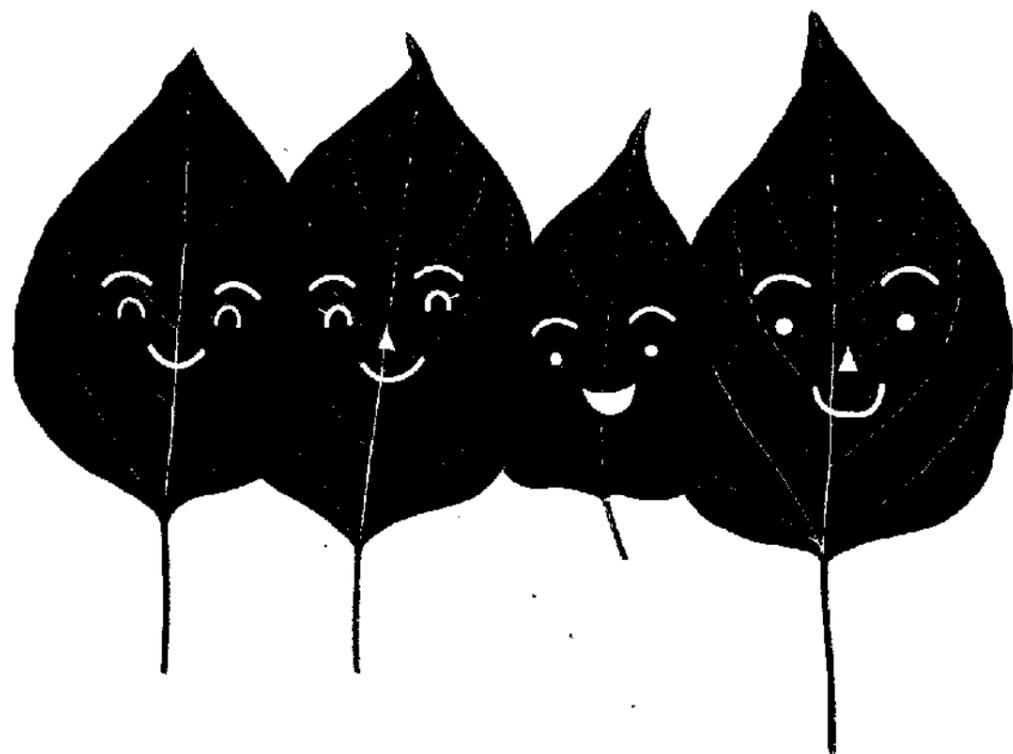
- ア 万博理念である「人と自然の共生」を里山という場を通して具体化させるため、県自らが先頭に立って維持発展させることが県の重要な責務
- イ 里山の保全と活用のあり方は、十分な方策が確立されておらず、長期的な視点を持つことが不可欠であり、将来を見通した県の管理運営のもとで、ノウハウの蓄積が必要
- ウ 「県と県民等との協働」による活動をモデルケースとするために課題の洗い出しと克服する工夫を重ねている段階であり、片方の当事者である県が直接的に関わる必要がある
- エ NPO法人海上の森の会が指定管理者となるには荷が重い。
- 以上により、指定管理者制度を導入することは事実上困難である。

海上の森・体感ユニバーサルプログラム マニュアル集

だれでもできる…

支え合い、楽しく学ぶ…

そして、エキスパートに…



平成20年3月

あいち海上の森センター
(ムーアカデミー)

目次

はじめに		1
海上の森とは		2
1 作成のねらい		5
(1) 作成にあたっての特徴		5
(2) プログラムの構成		5
(3) プログラム作成の図式		6
2 実施にあたっての注意点		7
(1) プログラムマニュアル集使用の注意点		7
(2) ユニバーサルプログラムのガイドライン		7
3 プログラムとその内容		9
(1) 作業型	間伐プログラム 19	9
(2) 体感型	竹林作業プログラム 25	11
(3) プログラムの段階別組合せ	農作業プログラム 31	13
4 プログラムと実行マニュアル集	工作プログラム 37	13
5 海上の森モデルコース	暮らしプログラム 43	15
(1) 吉田川コース (その1)	見るプログラム 49	73
(2) 吉田川コース (その2)	これは何プログラム 55	73
(3) 海上の里コース	聞き比べプログラム 61	73
(4) 海上の森の立地・題材ポテンシャル図	川遊びプログラム 67	74
6 プログラム実施事例		75
7 これからの課題		76
【参考資料】		79
1 ユニバーサルプログラム先行事例		95
2 参考文献		97
		98
		111